

# 宿毛市自転車を活用したまちづくり計画策定業務 仕様書

## 1 業務の目的

現在、わが国において環境・交通・健康増進等重要な課題があり、平成29年5月に「自転車活用推進法」が施行され、サイクルスポーツの振興等による健康長寿社会の実現や、サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現など、さまざまな分野での自転車利用が注目されている。

本市においては同年7月に2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるオランダのホストタウンとして登録され、昨年度は本市を中心としてオランダ自転車女子ナショナルチームのトレーニングキャンプも行われた。こうした背景を踏まえ、本市では今まで以上に市民の自転車利用に対する理解を深めるとともに、本市を訪れるサイクリストや一般の観光客、市民に対して、自転車を軸とした地域の魅力を高めることにより本市の活性化を図る施策を包括的に推進するため、「宿毛市自転車を活用したまちづくり計画（以下、「本計画」という）」を策定するものである。

## 2 事業期間

契約締結の日から平成31年3月25日まで

## 3 事業費

3,000,000円(消費税を含む、上限額)

## 4 業務の内容

### (1) 計画準備

業務着手にあたり、本仕様書等をふまえ業務計画書および行程表を作成する。

### (2) 将来ビジョンの図案化

本計画の柱となる5つの目標を有機的に結びつけ、地域の特色に応じた5年後の将来ビジョンを共有するための概念図を作成する。

### (3) 先進事例調査

本市における、観光動向や自転車を活用したイベント等の実績、サイクリスト等との関係性をふまえ、自転車を活用したまちづくりにおける先進事例等の調査を行い、必要に応じ推進本部会および観光、スポーツ、健康、教育、環境の5部門の各専門部会での協議資料として提供することとする。

### (4) 推進本部会および専門部会の運営支援

本計画の策定、進捗管理、各種事業の推進のため本市が設置する推進本部会（5回予定）、および専門部会（5回予定）の開催に際し、専門的立場からの情報提供等によりその運営を支援する。

特に、観光部会及びスポーツ部会の運営支援については、より持続的かつ実現可能な施策および目標値の設定等のため、必要に応じ本市来訪者の自転車利用の実態調査等をふまえ、実情に即した助言等を行う。

### (5) プロモーション計画および情報発信ツールの作成

本計画を市民に周知し積極的な参加を図るとともに、地域外への情報発信等を体系的に行うためのプロモーション計画を作成する。あわせて、本計画を象徴するロゴマーク等を考案し、本計画の概要を広報するための素材(印刷可能なデータとして納品することを想定)を作成する。

なお、プロモーション計画の期間は平成31年度から5年間とする。

(6) 計画書作成

推進本部会における検討結果をとりまとめ、「宿毛市自転車を活用したまちづくり計画を作成する。本計画には、4の(5)で作成するプロモーション計画が含まれるものとする。  
なお、本計画の期間は平成31年度から5年間とする。

(7) 報告書作成

本業務の成果をとりまとめ、報告書を作成する。

(8) 業務打合せ

業務着手時、中間、成果品納入時の計3回打合せを行う。なお、着手時の打合せでは4の(1)で作成した業務計画書および行程表を提出するものとする。

## 5 計画の構成内容

計画の柱となる以下の各分野について内容を取りまとめ、計画を作成すること。なお、この内容にかかわらず、受託者が必要と考える事項についても提案すること。

(1) 全般

- ①道路整備（ブルーライン・アローマークの敷設等）
- ②受入環境整備（休憩所及び拠点施設の整備・公共交通との自転車関連施策の実施等）

(2) 観光

- ①モデルコースの設定
- ②インフォメーション機能強化
- ③子どもから大人まで楽しめる自転車関連イベントの実施

(3) スポーツ

- ①サイクルスポーツの振興による新たな自転車の魅力づくり
- ②自転車競技大会の実施および誘致（ロードバイク・シクロクロスなど）

(4) 教育

- ①交通ルール・マナーを守ることができる人づくり

(5) 健康

- ①健康増進

(6) 環境

- ①二酸化炭素の排出が少ないまちづくり

## 6 計画の策定スケジュール

計画の策定スケジュールは、10月中間報告、3月初旬完成とする。

## 7 国、県への要望活動に活用

国及び県への道路整備、負担金及び補助金等、国・県での事業実施等の要望活動に活用できる基本計画を策定すること。

## 8 提出書類

契約締結後、受注者は業務着手前と業務完了時に、次の関係書類を発注者に直ちに提出し、承認を受けるとともに、進捗状況を報告しなければならない。

(1) 契約締結後

- ①業務委託着手届
- ②管理技術者
- ③技術者名簿（経歴書を添付）

(2) 業務完了時（成果品と共に提出するもの）

- ①委託業務完了届
- ②成果品引渡書

## 9 成果品等の提出

### (1) 成果品：

- ①宿毛市自転車を活用したまちづくり計画書（簡易製本） 20部
- ②宿毛市自転車を活用したまちづくり計画書（概要書） 20部
- ③ロゴデータ（デジタルデータ）
- ④広報素材（デジタルデータ）
- ⑤業務報告書 パイプファイル 2部
- ⑥上記を収めた電子媒体（CD-ROM） 正副2部

なお、業務報告書には、業務過程の資料等をまとめるとともに、宿毛市自転車を活用したまちづくり計画書及び概要書の紙出力したものを貼付すること。

## 10 成果品の著作権

### (1) 著作物

納品された計画書及び二次的著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利含む）は宿毛市に帰属する。

### (2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、広告の使用について適当と認められる場合に限り、宿毛市が行うものとする。

### (3) 権利関係の処理

- ①著作物にかかる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉・処理は受託者が行う事とし、その経費は受託料に含まれるものとする。
- ②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③報告書に地図データ等を使用する場合は、権利が宿毛市に帰属するよう調製すること。
- ④第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ⑤著作権の取扱いについては、ここに記載のない事項については、宿毛市と受託者で協議のうえ処理することとする。

## 11 留意事項

成果品に重大な誤りがあった場合は、原因者において、回収、修正、再制作等の必要な処置を講ずること。

## 12 秘密保持

受託者は、本業務により知り得た情報及び資料について、宿毛市の許可なく第三者にもらしたり、他の目的に使用してはならない。

## 13 その他

業務の実施にあたっては、宿毛市と十分協議しながら事業を進めることとし、仕様にない事項で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。